

地方公務員給与実態調査の概要

	基幹統計調査	附帯調査	補充調査
調査の目的	地方公務員の給与の実態を明らかにし、あわせて地方公務員の給与に関する制度の基礎資料を得ることを目的とする。		
調査の沿革	昭和30年1月に第1回目の調査が行われ、昭和33年以降は5年ごとに実施されている。 (昭38、43、48、53、58、63、平5、10、15、20、25年)	昭和37年4月1日以降の基幹統計年を除く各年に実施されている。	
調査の根拠法令	○統計法(平成19年法律第53号)第9条 ○地方公務員給与実態調査規則(昭和33年総理府令第57号)	地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4	
調査の対象	都道府県、指定都市、市町村、特別区、一部事務組合(広域連合、財産区及び地方開発事業団を含む)、特定地方独立行政法人における特別職及び一般職の職員	都道府県、指定都市、市町村、特別区、一部事務組合(広域連合、財産区及び地方開発事業団を含む)、特定地方独立行政法人	
調査事項	<p>職員個人別の調査(悉皆調査)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所属する地方公共団体の名称 ・ 所属する公署の名称 ・ 氏名及び性別 ・ 生年月日及び年齢 ・ 学歴、資格及び免許 ・ 経験月数 ・ 職種 ・ 職務 ・ 職務上の地位 ・ 給与の支出される会計の別 ・ 採用時における前歴の有無 ・ 採用年月 ・ 給料月額 ・ 諸手当の月額 ・ 年間給与の額 ・ その他上記項目の関連事項 	<p>団体の調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員数に関する調 ・ 部門別職員数に関する調 ・ 職種別、年齢別職員数に関する調 ・ 初任給基準に関する調 ・ 職種別職員数及び給与額に関する調 ・ 経験年数別、学歴別職員数及び給料月額に関する調 ・ 年齢別、学歴別職員数及び給料月額に関する調 ・ 年齢別、学歴別職員数及び給与月額に関する調 ・ 職員区分別、学歴別、年齢別採用職員数に関する調 ・ 退職事由別、年齢別退職者数及び退職手当額に関する調 ・ 特別職に属する職員等の定数及び給料(報酬)額に関する調 ・ 給料表別、級号別職員数及び給料月額に関する調(附表) <p>※附帯調査では、上記項目のうち基幹統計で内容が得られる調を除く。 ※調査対象団体により調査項目が異なる。</p>	

地方自治法

(技術的な助言及び勧告並びに資料の提出の要求)

第二百四十五条の四 各大臣(内閣府設置法第四条第三項 に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣又は国家行政組織法第五条第一項 に規定する各省大臣をいう。以下本章、次章及び第十四章において同じ。)又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関は、その担任する事務に関し、普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の事務の運営その他の事項について適切と認める技術的な助言若しくは勧告をし、又は当該助言若しくは勧告をするため若しくは普通地方公共団体の事務の適正な処理に関する情報を提供するため必要な資料の提出を求めることができる。

2 各大臣は、その担任する事務に関し、都道府県知事その他の都道府県の執行機関に対し、前項の規定による市町村に対する助言若しくは勧告又は資料の提出の求めに関し、必要な指示をすることができる。

3 普通地方公共団体の長その他の執行機関は、各大臣又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関に対し、その担任する事務の管理及び執行について技術的な助言若しくは勧告又は必要な情報の提供を求めることができる。

未諮問基幹統計(地方公務員給与実態統計)についての委員の御質問・御意見等について

通し番号	基本計画部会で確認したい事項	確認したい事項とお考えの理由
1	<p>ウェブサイトで調べたところでは、ラスパイルス指数など給与水準比較の結果についてはExcel形式でデータが提供されているが、「平成25年地方公務員給与実態調査結果等の概要」の報告書収録の統計表はPDF形式のものしか見当たらない。Excel形式でも提供することを検討してほしい。</p>	<p>統計の利用上は、Excel形式のほうがより便利であるため。(あそく、PDFの表はExcelから作成されているはずなので、あまり余分に手間がかかるとはならないか。)</p>
2	<p>地方公務員給与実態調査の公表に関して、e-Statへの掲載をさらに充実する等、公表方法を工夫する必要があるか。</p>	<p>地方公務員の給与と制度の基礎資料として位置づけられる統計であるが、一般の国民や企業からも関心を持たれている統計資料であると考えると、 現在のe-Statへの掲載状況を見ると、 平成20年 地方公務員給与の実態(平成20年4月1日地方公務員給与実態調査結果) 平成25年 地方公務員給与の実態(平成25年4月1日地方公務員給与実態調査結果) 平成20年 地方公共団体別給与等の比較 平成25年 地方公共団体別給与等の比較 が掲載されているが、それ以前のものもe-Statに掲載することにより、利便性がさらに拡大するのではないかと考え、また、附帯調査や補充調査についても「調査結果の公表は、集計終了後速やかに速報やかに速報及び結果報告書をもって行う。」とされているが、一般の利用者がこれらの調査結果にアクセスしやすいように、公表方法を工夫してはどうか。</p>
3	<p>基幹統計調査票(一般職)の氏名、生年月日について等</p>	<p>○基幹統計調査票(一般職)の氏名、職員番号、生年月日、満年齢月数について 本調査に関しては、電子調査票に区給与データを入力して送付しております。一般職の調査票にある氏名、職員番号は、疑義照会のために必要な項目だと思われませんが、個人情報であり、近年、疑義照会の実績はなく、仮に照会する場合でも電子調査票なので氏名欄以外で特定することが可能と考えます。 このため、氏名、職員番号欄については、特別職に関する調査票には設定されていないことも考慮すれば、調査票(一般職)からの削除が可能と考えます。また、生年月日と満年齢月数は、その必要性から満年齢月数のみで十分と考えます。 ○業務統計化について 本調査の附帯調査と補充調査は、地方自治法に基づく業務統計として実施されており、業務統計調査に関しても、上記の氏名、職員番号欄が削除された場合は、業務統計として実施してはいいかがでしょうか。</p>

未諮問基幹統計（地方公務員給与実態統計）に係る確認事項等

1 情報提供の充実について

- ・ 利活用向上に向けた電子媒体による情報提供の充実

2 調査事項等について

- ・ 基幹統計調査票（一般職）における氏名等の入力、生年月日欄の必要性
- ・ 基幹統計調査と附帯調査及び補充調査との関係

地方公務員給与実態調査の概要 (資料16)

平成27年1月29日 第56回基本計画部会資料

調査目的

地方公務員の給与の実態を明らかにし、併せて地方公務員の給与に関する制度の基礎資料を得ること。

調査の沿革

昭和30年1月に第1回目の調査が行われ、昭和33年以降は5年ごとに実施されている（昭38、43、48、53、58、63、平5、10、15、20、25年）。

調査の根拠

- ・ 統計法（平成19年法律第53号）
- ・ 地方公務員給与実態調査規則（昭和33年総理府令第57号）

調査の対象

- ・ 対象団体：都道府県、指定都市、市町村、特別区、一部事務組合（広域連合、財産区及び地方開発事業団を含む。）及び特定地方独立行政法人
- ・ 対象者：特別職及び一般職に属する上記対象団体の職員（悉皆）
- ・ 対象者数（一般職）：平成25年4月1日現在 2,756,186人

調査項目

所属する地方公共団体の名称、所属する公署の名称、氏名及び性別、生年月日及び年齢、学歴、資格及び免許、経験月数、職種、職務、職務上の地位、給与の支出される会計の別、採用時における前歴の有無、採用年月、給料月額、諸手当の月額、年間給与の額、その他上記項目の関連事項

調査時点

調査年の4月1日現在

調査結果の活用

- ・ 地方公務員の給与水準を国家公務員の給与との比較により算出するラスパイレス指数の基礎資料
 - ・ 地方財政計画作成の基礎資料
- その他、本調査は、地方公務員の給与の実態を総合的に把握している基本的調査であり、地方公務員の給与に大きな関心が持たれている現状においては、広範に資料として用いられている。

調査の流れ

【都道府県職員】

総務大臣－都道府県知事－職員

【指定都市職員】

総務大臣－指定都市市長－職員

【市区町村職員】

総務大臣－都道府県知事－市区町村長－職員

(参考) 附帯調査と補充調査

基幹統計のほか、基幹統計と同時実施の附帯調査及び本調査の中間年に実施されている補充調査がある（地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4の規定に基づき実施される業務統計）。

情報提供の充実について

1 現状（e-Statにおける掲載状況）

○平成20年

- ・『地方公務員給与の実態』（発行した冊子のPDFデータ）
- ・地方公共団体別給与等の比較（各地方公共団体のラスパイレス指数等のExcelデータ）

○平成25年

- ・『地方公務員給与の実態』（発行した冊子のPDFデータ）
- ・地方公共団体別給与等の比較（各地方公共団体のラスパイレス指数等のExcelデータ）

2 対応案

○平成20年及び平成25年

- ・『地方公務員給与の実態』のExcel形式による掲載を検討

○平成15年以前

- ・『地方公務員給与の実態』（発行した冊子のPDFデータ）の掲載を検討

※平成15年以前のデータについては、現在のシステムに移行する前の旧システムにより集計したものであるため、加工可能な形式では存在せず、作成も困難。

基幹統計調査と附帯調査及び補充調査の関係について

基幹統計調査

【調査対象】

各地方公共団体の職員個人

【調査項目】

職員個人に関する事項(職種、職務、経験月数、給料月額、諸手当月額等)

【集計結果の主な利用方法】

- ・地方財政計画作成の基礎資料
- ・ラスパイレス指数算出の基礎資料
- ・地方公務員給与の適正化に係る助言の基礎資料

【回答方法】

職員ごとの個票による回答

附帯調査及び補充調査

【調査対象】

各地方公共団体

【調査項目】

各地方公共団体の給与に関する事項(職員数、平均給料月額、平均諸手当月額、初任給の状況、採用・退職の状況等)

※附帯調査においては、基幹統計と重複する項目を除く。

【集計結果の主な利用方法】

- ・ラスパイレス指数算出の基礎資料
- ・地方公務員給与の適正化に係る助言の基礎資料

【回答方法】

各団体ごとの調査表による回答



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

票番号	4				
-----	---	--	--	--	--

地方公務員給与実態調査調査票(一般職)

(平成25年4月1日現在)

票番号は記入しないでください。

職員は※印のみ記入してください。

(注意) 記入に当たっては、「地方公務員給与実態調査調査票(一般職)記入要領」を必ず参照してください。

① 団体コード					
② 団体区分番号		(別表-1)			
③ 人口段階番号		(別表-2)			
④ 所属公署所在地コード					
※ ⑤ 団体名	都道府県				
	市区町村 組合等				
※ ⑥ 所属公署部課名					
※ ⑦ 氏名					
⑧ 職員番号					
※ ⑨ 生年月日	大正 昭和 平成	年	月	日	生
※ ⑩ 満年齢	月	数			
※ ⑪ 性別	1	2			
	男	女			

⑫ 会計区分	1 普通会計	2 公営企業会計	3 其他公営企業会計	4 其他事業会計	
⑬ 職種区分番号	(別表-3)				
⑭ 職務上の地位区分番号	(別表-4)				
⑮ 職務区分番号	(別表-5)				
⑯ 最終学歴	1 大学卒	2 短大卒	3 高校卒	4 中学卒	
⑰ 給与決定上の学歴	1 大学卒	2 短大卒	3 高校卒	4 中学卒	5 再任用職員
⑱ 採用時における前歴の有無	1 有	2 無			
⑲ 採用年月	昭和 平成	年	月		
⑳ 資格又は免許名					
㉑ 資格・免許取得年月	昭和 平成	年	月		

経験月数	㉒ 合計 (A)+(B)+(C)		月	
	(A) 在職月数		月	
	(B) 前歴換算経験月数	小計		月
		前歴月数	換算率	月
			$\frac{100}{100}$	月
			$\frac{80}{100}$	月
			$\frac{50}{100}$	月
	$\frac{25}{100}$	月		
(C) 調整月数	十	月		

給与	㉓ 給与月額	百万	千	円
給料	㉔ 給料月額	百万	千	円
	㉕ 給料の調整額		千	円
扶養手当	㉖ 支給月額		千	円
	㉗ 配偶者	1 有扶	2 有非扶	3 無
	㉘ 配偶者以外の者	人		
地域手当	㉙ 支給月額		千	円
	㉚ 異動保障等の有無	1 有	2 無	
	㉛ 支給割合			%
通勤手当	㉜ 支給月額		千	円
	㉝ 通勤の方法別番号	(別表-6)		

㉞ 年間給与	百万	千	円
			0 0 0

- この調査票は、地方公務員の給与の実態を明らかにし、併せて地方公務員の給与に関する制度の基礎資料を得るために使用するものです。
- この調査は、統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計ですから、報告しなかった場合、虚偽の報告をした場合又はこの調査に従事する公務員がこの調査の内容を漏らした場合には、同法の規定によって罰せられます。

検印	
----	--

総務省



統計法に基づき
国の統計調査で
得られた資料の
秘密の保護に方
針を期します。

平成25年 地方公務員給与実態調査調査票
特別職に属する職員等の定数及び給料(報酬)額に関する調 (その1)

団体コード	表番号
1	7
2	8
5	

都道府県名	
指定都市名	

25 県

区分	行番号	(1) 年額		(2) 月額		(3) 月額		(4) 日額		(5) 日額		(6) 日額		(7) 年額と月額が併給されている場合		(8) 年額と月額が併給されている場合		(9) 年額と月額が併給されている場合		(10) 年額と日額が併給されている場合		(11) 年額と日額が併給されている場合		(12) 年額と日額が併給されている場合		(13) 年額と日額が併給されている場合		(14) 年額と日額が併給されている場合		(15) 年額と日額が併給されている場合		(16) (17) (18)										
		定数	報酬額	定数	報酬額	定数	報酬額	定数	報酬額	定数	報酬額	定数	報酬額	定数	報酬額	定数	報酬額	定数	報酬額	定数	報酬額	年	月	日																		
知事・市長	9 0 1 0	12	15	20	23	28	31	35	38	43	48	51	56	60	63	66	72	74	76	77																						
副知事・副市長																																										
議長																																										
副議長																																										
議員 (議長、副議長を除く。)																																										
委員長																																										
委員 (教育長を除く。)																																										
委員長																																										
委員																																										
常勤																																										
非常勤																																										
常勤																																										
非常勤																																										
代表監査委員																																										
非常勤																																										
常勤																																										
非常勤																																										
議員																																										



政府統計

平成25年 地方公務員給与実態調査調査票
特別職に属する職員等の定数及び給料(報酬)額に関する調 (その1)

団体コード	表番号
1	7286

25市

都道府県名	
市区町村名	

区分	行番号	(1) 年額		(2) 月額		(3) 月額		(4) 月額		(5) 日額		(6) 日額		(7) 年額		(8) 年額		(9) 年額		(10) 年額		(11) 年額		(12) 日額		(13) 月額		(14) 月額		(15) 日額		(16) (17) (18) 適用年月日									
		定数	1人あたり給料(報酬)額	定数	1人あたり給料(報酬)額	定数	1人あたり給料(報酬)額	定数	1人あたり給料(報酬)額	定数	1人あたり給料(報酬)額	定数	1人あたり給料(報酬)額	年	月	日																									
市区町村長	11010	12	15	20	23	28	31	35	38	43	48	51	56	60	63	68	72	74	76	77																					
副市区町村長																																									
議長	030																																								
副議長	050																																								
議員 (議長、副議長を除く。)																																									
教員																																									
委員																																									
教育委員	070																																								
選挙管理委員	090																																								
理事																																									
公平委員	110																																								
監査委員																																									
代表監査委員	130																																								
非常勤委員																																									
非常勤委員	150																																								
議員																																									

平成26年3月25日

平成25年地方公務員給与実態調査結果等の概要

平成25年地方公務員給与実態調査結果等の概要について、別添のとおりとりまとめましたので公表します。

(連絡先)

自治行政局 公務員部 給与能率推進室
担当：土屋課長補佐・前田係長・小林係長
電話：03-5253-5551(直)
FAX：03-5253-5553

平成25年地方公務員給与実態調査結果等のポイント

1 ラスパイレス指数（全団体加重平均）

○平成25年4月1日現在	106.9	(前年度 107.0)	△0.1
給与改定・臨時特例法による国家公務員の給与減額措置がないとした場合の値＝参考値	98.8	(前年度 98.9)	△0.1

※ラスパイレス指数：全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

○給与減額を要請していた平成25年7月1日現在の状況も調査

・全地方公共団体平均	103.5
・国の要請を踏まえた減額等の実施団体※平均	100.9

※減額実施団体及び国の特例減額と同等の給与水準に抑制済としている団体。

(1) 団体区分別平均

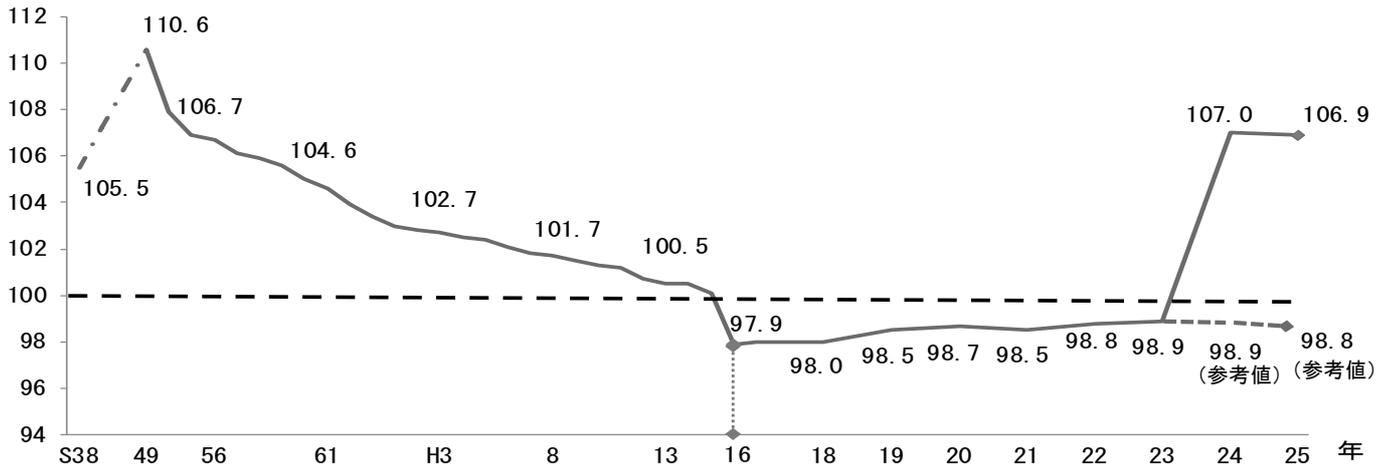
区分	H24.4.1		H25.4.1		H25.7.1	
	(参考値)		(参考値)		給与減額等 実施団体	
全地方公共団体	107.0	(98.9)	106.9	(98.8)	103.5	100.9
都道府県	107.5	(99.3)	107.4	(99.3)	102.2	100.5
指定都市	109.3	(101.1)	109.1	(100.8)	105.6	104.6
市	106.9	(98.8)	106.6	(98.5)	104.0	100.7
町村	103.3	(95.5)	103.2	(95.4)	101.4	99.4
特別区	108.3	(100.1)	108.2	(100.0)	108.0	—

(2) 団体区分別最高値・最低値

区分	H25.4.1				H25.7.1			
	最高値		最低値		最高値		最低値	
都道府県	111.3	静岡県	99.1	鳥取県	111.1	東京都 静岡県	98.9	長崎県
指定都市	112.3	川崎市	102.7	堺市	112.0	川崎市	99.7	熊本市
市区町村	114.0	兵庫県芦屋市	78.6	大分県姫島村	113.8	兵庫県芦屋市	76.8	大分県姫島村

(3) ラスパイレス指数の推移

指数

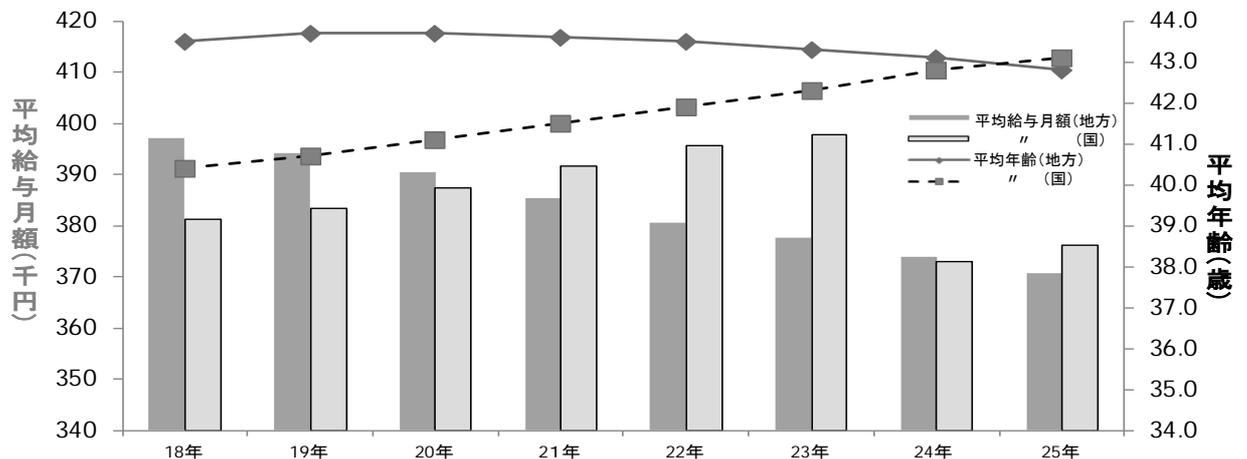


2 平均給与月額（全地方公共団体・一般行政職）

（単位：円）

区分	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年
地方	平均給与月額	397,125	394,168	390,432	385,510	380,703	377,625	373,923
	平均給料月額	352,399	349,469	345,427	340,830	337,049	334,379	331,189
	諸手当月額	44,726	44,699	45,005	44,680	43,654	43,246	41,980
国	平均給与月額	381,212	383,541	387,506	391,770	395,666	397,723	372,906
	平均俸給月額	328,477	325,724	325,113	325,521	325,579	327,205	304,944
	諸手当月額	52,735	57,817	62,393	66,249	70,087	70,518	67,962

※諸手当月額は、比較のため、国の公表資料と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。
 ※国家公務員の平均給与月額のうち、平成24年及び25年は給与改定・臨時特例法による給与減額措置後の値である。



3 その他

○国と地方の公務員給与比較方法に関する全国知事会、全国市長会、全国町村会との意見交換等を踏まえ、以下の指数についても算定し、公表。

- ・地域手当支給率を加味した「地域手当補正後ラスパイレス指数」
全地方公共団体平均 106.7
- ・ラスパイレス指数に指定職を含めた場合の試算値
全地方公共団体平均 106.3

1 地方公務員給与実態調査結果等

1	ラスパイレス指数の状況	P1
(1)	団体区分別の推移		P1
(2)	分布状況の推移		P1
(3)	都道府県のラスパイレス指数の状況	(平成25年4月1日時点)	P2
(4)	指定都市のラスパイレス指数の状況	(")	P2
(5)	中核市のラスパイレス指数の状況	(")	P3
(6)	市区町村のラスパイレス指数の状況	(")	P4
(7)	都道府県のラスパイレス指数の状況	(平成25年7月1日時点)	P6
(8)	指定都市のラスパイレス指数の状況	(")	P6
(9)	中核市のラスパイレス指数の状況	(")	P7
(10)	市区町村のラスパイレス指数の状況	(")	P8
2	平均給与月額	P10
3	特殊勤務手当	P12
4	国・地方の公務員給与の比較方法に関する意見交換について		P13
【参考】	地域手当補正後ラスパイレス指数		P14
【参考】	ラスパイレス指数に指定職を含めた場合の試算値		P15

平成26年3月

総務省

(連絡先)
自治行政局 公務員部 給与能率推進室
担当：土屋・前田
電話：03-5253-5549(直)
03-5253-5111(代)(内線23245、23252)
FAX：03-5253-5550

1 ラスパイレス指数等の状況

(1) 団体区分別の推移

＜第1表 団体区分別ラスパイレス指数(一般行政職)＞

区 分	S 49.4.1	H 5.4.1	H 15.4.1	H 24.4.1		H25.4.1		増 減			
				指数	参考値	指数	参考値	S49→H25		H24→H25	
								指数	参考値	指数	参考値
全地方公共団体平均	110.6	102.4	100.1	107.0	98.9	106.9	98.8	△ 3.7	△ 11.8	△ 0.1	△ 0.1
都道府県	111.3	104.0	101.7	107.5	99.3	107.4	99.3	△ 3.9	△ 12.0	△ 0.1	0.0
指定都市	116.1	106.1	102.2	109.3	101.1	109.1	100.8	△ 7.0	△ 15.3	△ 0.2	△ 0.3
市	113.8	103.6	100.7	106.9	98.8	106.6	98.5	△ 7.2	△ 15.3	△ 0.3	△ 0.3
町 村	99.2	96.5	95.7	103.3	95.5	103.2	95.4	4.0	△ 3.8	△ 0.1	△ 0.1
特別区	—	106.0	102.1	108.3	100.1	108.2	100.0	-	-	△ 0.1	△ 0.1

※1 S49.4.1の全地方公共団体平均(110.6)は、過去最高値。

※2 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値。

(2) 分布状況の推移

＜第2表 全地方公共団体のラスパイレス指数の分布状況(一般行政職)＞

(団体数)

区 分	S 49.4.1	H 5.4.1	H 15.4.1	H 24.4.1		H25.4.1		増 減			
				指数	参考値	指数	参考値	S49→H25		H24→H25	
								指数	参考値	指数	参考値
110以上	(23.9%) 793	(0.2%) 5	(0.0%) 0	(5.2%) 93	(0.0%) 0	(4.8%) 86	(0.0%) 0	△ 707	△ 793	△ 7	0
105以上	(17.3%) 574	(7.3%) 242	(0.2%) 5	(44.7%) 799	(0.1%) 2	(44.9%) 803	(0.1%) 1	229	△ 573	4	△ 1
100以上105未満	(18.9%) 628	(25.7%) 848	(20.7%) 675	(38.0%) 680	(16.9%) 303	(39.0%) 697	(15.9%) 284	69	△ 344	17	△ 19
100未満	(39.8%) 1,321	(66.9%) 2,211	(79.1%) 2,580	(12.1%) 217	(83.0%) 1,484	(11.3%) 203	(84.1%) 1,504	△ 1,118	183	△ 14	20
内 訳	95以上 100未満	(38.5%) 1,272	(45.2%) 1,473	(10.2%) 182	(54.2%) 969	(9.8%) 175	(55.6%) 995			△ 7	26
	90以上 95未満	(39.8%) 1,321	(20.2%) 669	(27.0%) 879	(1.6%) 28	(25.2%) 450	(1.2%) 21	△ 1,118	183	△ 7	△ 7
	90未満	(8.2%) 270	(7.0%) 228	(0.4%) 7	(3.6%) 65	(0.4%) 7	(3.7%) 66			0	1
合 計	(100.0%) 3,316	(100.0%) 3,306	(100.0%) 3,260	(100.0%) 1,789	(100.0%) 1,789	(100.0%) 1,789	(100.0%) 1,789	△ 1,527	△ 1,527	0	0

※1 S49.4.1には、特別区を含まない。

※2 S49.4.1及びS49→H25の増減のラスパイレス指数100未満の内訳については、分離できない。

(参考) 団体区分別ラスパイレス指数の分布状況(一般行政職)H25.4.1現在

(団体数)

区 分	都道府県		指定都市		市		町村		特別区		
	指数	参考値	指数	参考値	指数	参考値	指数	参考値	指数	参考値	
110以上	(8.5%) 4	(0.0%) 0	(50.0%) 10	(0.0%) 0	(8.6%) 66	(0.0%) 0	(0.6%) 6	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0	
105以上110未満	(85.1%) 40	(0.0%) 0	(40.0%) 8	(0.0%) 0	(59.0%) 454	(0.1%) 1	(29.9%) 278	(0.0%) 0	(100.0%) 23	(0.0%) 0	
100以上105未満	(4.3%) 2	(42.6%) 20	(10.0%) 2	(70.0%) 14	(28.7%) 221	(25.6%) 197	(50.8%) 472	(4.6%) 43	(0.0%) 0	(43.5%) 10	
100未満	(2.1%) 1	(57.4%) 27	(0.0%) 0	(30.0%) 6	(3.6%) 28	(74.3%) 571	(18.7%) 174	(95.4%) 887	(0.0%) 0	(56.5%) 13	
内 訳	95以上 100未満	(2.1%) 1	(51.1%) 24	(0.0%) 0	(25.0%) 5	(3.3%) 25	(61.1%) 470	(16.0%) 149	(51.9%) 483	(0.0%) 0	(56.5%) 13
	90以上 95未満	(0.0%) 0	(6.4%) 3	(0.0%) 0	(5.0%) 1	(0.1%) 94	(12.2%) 20	(2.2%) 345	(37.1%) 0	(0.0%) 0	
	90未満	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.3%) 2	(0.9%) 7	(0.5%) 5	(6.3%) 59	(0.0%) 0	(0.0%) 0
合 計	(100.0%) 47	(100.0%) 47	(100.0%) 20	(100.0%) 20	(100.0%) 769	(100.0%) 769	(100.0%) 930	(100.0%) 930	(100.0%) 23	(100.0%) 23	